

## 空家調査業務を行います

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行となり、市では空家対策計画策定のため、市内にある空家の可能性がある建物の状況を確認する調査を次のとおり行いますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

調査期間：平成27年12月中旬～平成28年2月下旬

調査対象：市内にある空家の可能性があると判断された建物

委託業者：アジア航測(株)北関東支店（前橋市元総社町142-1本多ビル1F）

調査方法：公道からの外観目視による調査、写真の撮影

委託業者については当市の発行する身分証明書及び腕章（下記参照）を携帯しています。

身分証明書（例）



腕章（例）



今回の空家調査にあたり、委託業者が市民の皆様の個人情報を収集する、金銭等を要求するといったことは一切ございません。

※上記に関するお問い合わせについては下記までお願いします。

伊勢崎市役所環境保全課  
TEL 27-2733